

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 3/2563

เรื่อง การขยายกำหนดเวลาการยื่นคำขอใช้สิทธิและประโยชน์ภาษีเงินได้นิติบุคคล

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Por. 3/2563 号

件名：法人所得税免除恩典の申請期間延長

-----

仏暦 2544 年（2001 年）7 月 3 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2544 号件名：法人所得税免除恩典を利用する前の事業報告方法および、仏暦 2549 年（2006 年）1 月 10 日付投資委員会布告第 Por. 1/2549 号件名：法人所得税免除恩典を利用する前の事業報告方法に基づき、

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による影響を受けた被奨励者に対し救済するために、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条の権利に基づきおよび、仏暦 2563 年（2020 年）3 月 24 日付閣議決定が財務省の議論に従って法人所得税（P.N.D. 50）を 2020 年 4 月より 8 月までであった提出期間を 2020 年 8 月 31 日まで期間延期することに同意したことにより、

投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 31 条に基づく法人所得税免除恩典の申請期間を 2020 年 7 月 31 日まで延長することを許可、または、財務省の措置に従い、年次法人所得税の申告（P.N.D. 50）の提出有効期限が切れる 30 日間以上前に法人所得税免除恩典の利用申請を提出しないといけない。

発布日：仏暦 2563 年（2020 年）3 月 25 日

(ドゥアンチャイ・アサワチンタチット)

投資委員長官